

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

管理運営基金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）定款第64条の定めに基づき、この法人の管理運営基金の取扱いについて定めることを目的とする。

(資産の目的)

第2条 管理費の財源に充てる資金を確保するため、管理運営基金を設定する。

(繰入れ)

第3条 管理運営基金へ繰り入れる額は、理事会の決議による資金収支予算において定める。

(管理)

第4条 管理運営基金は、金融機関への預金その他の最も確実な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 管理運営基金の運用から生じる収益(以下「運用収益」という。)は、この法人の管理費の財源に充てる。

(目的外取崩し)

第6条 前条の定めにかかわらず、この法人の事業又は管理の必要上、やむを得ない事情がある場合は、理事会の決議により管理運営基金を目的外の用途に充てるため、これを取り崩すことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、管理運営基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成28年5月22日理事会決議）

この規程は、理事会決議の日（平成28年5月22日）より施行する。